

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○化学物質

英国化学物質規制委員会(CRD)、野生キノコにおけるニコチン残留に関する更新情報を公表

公表日：2011/02/17 情報源：英国化学物質規制委員会 (CRD)

http://www.pesticides.gov.uk/food_safety.asp?id=2980

英国化学物質規制委員会(CRD)は2月17日、野生キノコにおけるニコチン^(※1)残留に関する更新情報を公表した。

2009年の更新情報 14(Information Update 14/2009)では、野生のキノコから一律基準の残留基準値(MRL)^(※2)(0.01mg/kg)を超えたニコチンが検出されたことについて報告するとともに、欧州委員会(EC)が欧州食品安全機関(EFSA)の助言を基に、生鮮野生キノコで0.04mg/kg、ヤマドリタケを除く乾燥野生キノコで1.2mg/kg、また乾燥ヤマドリタケで2.3mg/kgの暫定MRLガイドラインを設定していることに言及した。この時点では、ニコチンの残留が天然のものか、汚染によるものかあるいは農薬使用に由来するものかは不明であった。ECは、各加盟国に対して合計1,000サンプルを分析し、その結果を2009年12月31日までに報告するよう要請した。輸入野生キノコのEU市場における英国市場の占有率に基づいて、CRDは約20の輸入サンプル及び代表的な国産品サンプルを検査するよう要請された。

ECは、各国の調査結果を2010年2月の食品チェーン・動物衛生常任委員会(SCoFCAH)の会合で報告した。多くのサンプルでニコチンが検出され、最大値は9.3mg/kgであった。英国の検査では、24サンプル中21サンプルからニコチンが検出され、そのうち5サンプルは暫定MRLを超過していた(検出された最大値は生鮮野生キノコで0.14mg/kg、乾燥野生キノコで2.12mg/kg、乾燥ヤマドリタケで3.91mg/kg)。検出された最高値を基にリスク評価が行われた。

EFSAはまた、業界から提出された広範なモニタリング・データ及び中国当局から提出された800以上のサンプル分析結果についても考察した。中国の検査では、検査した全ての野生キノコからニコチンが検出され、幾つかのサンプルでは暫定MRLを超過するものもあった。中国ではニコチンが内因性物質であり、農薬使用または採集及び加工中における汚染によるものではないと結論付けている。2010年3月のSCoFCAH会合において野生キノコにおけるニコチンの暫定MRLガイドラインを法定化する提案が合意され、その後2010年8月に規則(Regulation 765/2010)として発表された。これらの暫定値は、さらなる研究結果が入手され次第、2年以内に見直されることになっている。ECは、ナス科の作物、茶、ハーブなど他の食品からもニコチンが検出されることについて警告している。EFSAは、さらに詳細な結果が入手された際に、これらの作物についても評価を行うよう要請される可能性がある。

関連情報については以下のURLから入手可能。

Information Update 10/2009 - Nicotine Residues in Wild Mushrooms

http://www.pesticides.gov.uk/food_safety.asp?id=2686

Information Update 14/2009 - Nicotine Residues in Wild Mushrooms: Further Developments

http://www.pesticides.gov.uk/food_safety.asp?id=2778

英国のモニタリング結果の詳細については以下のURLを参照。

http://www.pesticides.gov.uk/uploadedfiles/Web_Assets/PSD/wild_mushrooms_results.pdf

(※1) ニコチン：タバコ等に含まれる無色で揮発性のある有毒物質で、中枢神経・末梢神経を興奮させ、血管を収縮させて血圧を高める作用がある。農薬(殺虫剤)等に使用されている。

(※2) 残留基準値(MRL)：各農産物、食品中に残留することが許される、農薬、動物用医薬品、飼料添加物などの最大濃度。単位は、ppmまたはmg/kg、ppbまたはμg/kgなどで表わされる。

○関連情報(国外)

欧州食品安全機関(EFSA)：野生きのこに含まれるニコチンの公衆衛生リスクの可能性に関する声明を公表。(2009年5月)

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/286r.htm>

EU：特定製品におけるクロロタロニル、ニコチン等9種類の残留基準値に関する欧州議会並びに理事会規則(EC) No 396/2005のAnnexII及びIIIを改正する委員会規則(EU) No 765/2010を官報にて公表。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:226:0001:0037:EN:PDF>

○関連情報(国内)

厚生労働省：平成11～12年度たばこ煙の成分分析について(概要)

- ・たばこ主流煙中のニコチン量 0.12～2.66 mg/本
- ・標準的な条件下におけるたばこ副流煙中のニコチン量 3.54～5.03 mg/本
- ・たばこ1本(フィルター部分除く)に含まれるニコチン量 13.4～20.75 mg/g

<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/seibun.html>

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部：食品安全情報(化学物質) No. 4/2011(2011.02.23) P. 15

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201104c.pdf>

○その他

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、直径約5cmのハードキャンディによる窒息リスクに関する意見書を公表

公表日：2011/02/24 情報源：ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)

http://www.bfr.bund.de/cm/208/erstickungsgefahr_durch_hartzucker_baelle_mit_kaugummikern.pdf

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)は、中心にガムが入った直径約5cmのハードキャンディ(Jawbreaker)による窒息リスクに関する意見書(2010年9月27日付)を公表した。概要は以下のとおり。

数年前からドイツの店頭で見かけるようになった当該キャンディについて、BfRは、その大きさ及び硬さから急性の健康リスクがあるかどうかを評価した。

キャンディをなめて口に入る大きさになったとき、誤って飲み込み気道が塞がれる恐れがある。数分以内にキャンディを取り除かなければ命にかかわる。米国ではそのような例が報告されており、ハイムリッヒ法(上腹部圧迫法)^(*)でキャンディを除去できた子供のみが助かった。ドイツでの事故例はない。事故が起こる確率はおそらく非常に低い。

しかしながらBfRは、特に子供や青少年向けの食品に、命をおびやかすようなリスクがあってはならず、そのようなリスクをできるだけ(食品から)取り除かなければならないと考える。

<http://www.bfr.bund.de/cd/54401>

プレスリリースの英語版は以下のURLから入手可能。

<http://www.bfr.bund.de/cd/54419>

(※)ハイムリッヒ法(上腹部圧迫法)

気道が塞がれた大人や年長児向けの応急処置法。後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫する(図3参照)。この方法が行えない場合、横向きに寝かせて、または、座って前かがみにして背部叩打法を試みる。



図3ハイムリッヒ法(年長児)

○関連情報(国内)

食品安全委員会：第357回委員会(平成22年11月25日)における小泉委員長発言(抄)

http://www.fsc.go.jp/sonota/iincho/iincho_hatsugen_221125.pdf

食品安全委員会：食品による窒息事故についてのリスク評価を行いました。

http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/chirashi_chissoku_jiko.pdf

食品安全委員会：食べ物による窒息事故を防ぐために

http://www.fsc.go.jp/sonota/yobou_syoku_jiko2005.pdf

消費者庁：食品SOS対応プロジェクト報告—こんにやく入りゼリーを含む食品等による窒息事故リスクの低減に向けて—

http://www.cao.go.jp/consumer/doc/100716_shiryou1.pdf

厚生労働省：食品による窒息事故に関する研究結果等について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/chissoku/index.html>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください。